

民間給与実態統計調査における行政記録情報の活用について

～報告者が保存している行政記録情報(控)の活用～

国税庁

1 民間給与実態統計（概要）

調査の目的等

当該調査は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

調査の概要

調査実施
機関

国税庁長官官房企画課（調査票の発送・回収、コールセンター等の業務は民間委託）

標本事業所数
及び選定方法

- ・標本事業所数：約27,000（源泉徴収義務者）【枠母集団サイズ：約350万】
- ・選定方法：源泉徴収義務者名簿（母集団名簿）を基に、源泉徴収義務者（標本事業所）を、国税局別（ブロック別）、従事員数等の区分による階層別に区分して、無作為抽出。その後、標本事業所において、標本給与所得者を階層ごとの抽出率に基づき無作為抽出（2段階抽出）。

調査事項

【源泉徴収義務者(標本事業所)に関する事項】
企業の主な業務、給与所得者用調査票の層番号及び人員数、組織及び資本金、給与所得者数、年間給与支給総額、給与支給総額に対する年間源泉徴収税額

【給与所得者に関する事項】
給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務、年中の給与の支給月数、年末調整の有無、扶養親族の内訳、給与の金額、諸控除（所得控除額及び税額控除額）の内訳、年税額

調査系統

国税庁－民間事業者－報告者

調査方法

郵送・オンライン調査

調査期間

調査の周期：1年
調査の実施期間：毎年1月上旬
～2月末日

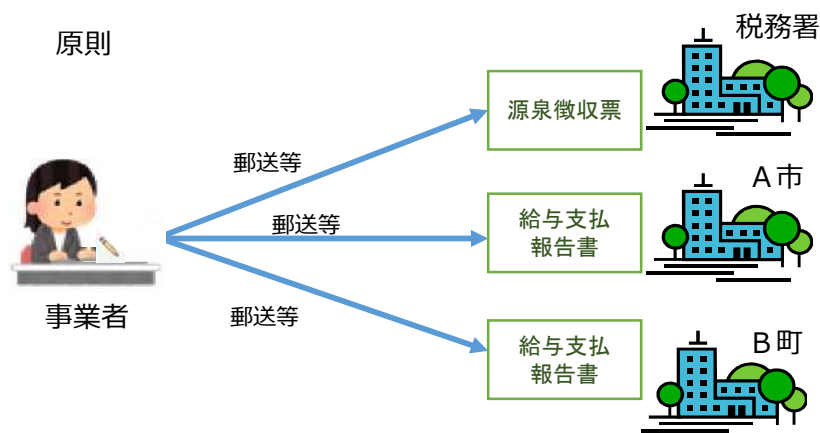
公表期日

概要：調査実施年の9月末日
詳細：調査実施年の11月末日

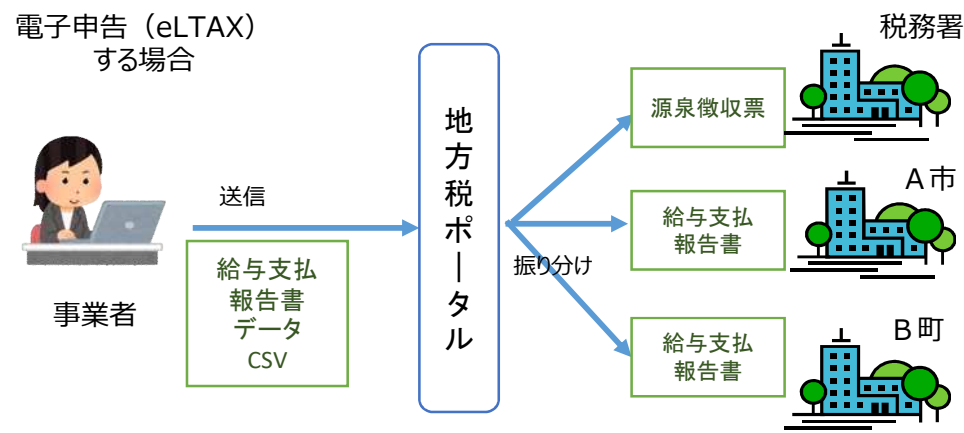
2 源泉徴収票（法定調書）と給与支払報告書

給与支払報告書……給与支払事業者が、全従業員分を従業員の居住する市区町村へ提出

源泉徴収票……給与支払事業者が、基準に該当した従業員分を事業者の納税地の税務署へ提出



記載内容がほぼ同じ内容の給与支払報告書と源泉徴収票を市区町村と税務署のそれぞれに提出。



地方税ポータル（eLTAX）へ給与支払報告書（源泉徴収票）を送信すれば、給与支払報告書は各市区町村へ、源泉徴収票は税務署へ振り分けされる。

近年の税制改正により、給与支払報告書・源泉徴収票の電子的な提出が義務化されるなど、事業者における給与支払報告書提出に係る事務の電子化が広がりつつある状況。

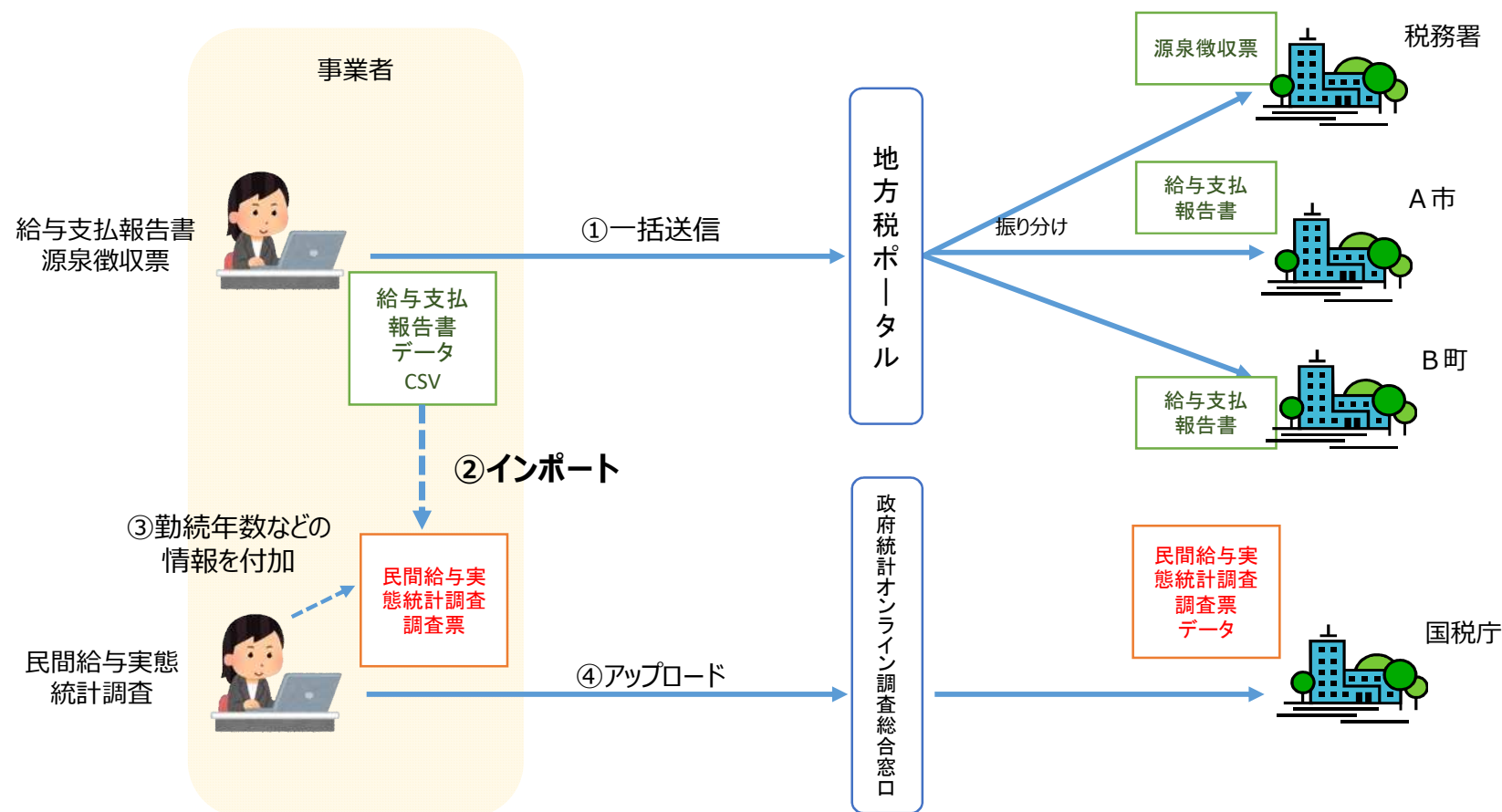
【近年の制度改正等】

平成26年1月 給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出の義務化開始（対象：前々年の源泉徴収票1000枚以上）

平成29年1月 給与支払報告書と源泉徴収票の一括送信開始

令和3年1月 給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出の義務化 対象基準変更（対象：前々年の源泉徴収票100枚以上）

3 転記ツールについて (イメージ)



調査票の給与所得者に係る回答項目のうち、約7割が給与支払報告書（源泉徴収票）の記載項目と重複。転記ツールにより事業者の統計回答に係る事務量を削減することが可能。

また、税務当局へ提出するデータからの自動転記であるため、給与関係資料から調査票への手入力（手書き）の回答に比べ、記載誤りの削減が見込まれることから、転記ツールの活用が広がることは、官民双方のメリットと言える。